

みせ税理士
の

相続相談手帖 第12話

Q 私（仮名：増田明子 65歳）は孫や子供名義の通帳に毎年100万円程度のお金を贈与しています。ある相続税に詳しい知り合いから、生前に贈与したお金が相続の時に贈与と認められず、追徴課税されることがあると聞きました。

確実に贈与であると認められるためには、どのようにすればよいのでしょうか？

A “名義借り” か “贈与” かは 証拠 で決まる！

暦年贈与を選択している場合の贈与の成功のポイントは長期に、かつ、計画的に行うことですが、そこで問題になるのは、本当に贈与があったと**第三者（特に課税当局）が認めるかどうか**です。例えば、現金を贈与した場合、贈与現金を受け入れた預金通帳や口座を贈与した人が管理していて、届出印も持っているとなれば、贈与があったということにはなりません。そこで贈与するときには、必ず次のような証拠を残すようにしてください。

- ① 父母又は贈与する人の銀行口座から贈与する金額を引出し、もらう人の銀行口座へ毎年あげたい時に振り込む
- ② もらう人は自己名義の口座を作っておく（開設申込みは必ず本人又は親権者の自署押印によること）
- ③ もらった人又はその親権者が通帳、印鑑、証書などを保管する。届出印鑑は必ず贈与者のものとは別にしておく
- ④ 暦年贈与を選択している場合で贈与金額が110万円を超えるときは、必ず申告をして贈与税を納付する
- ⑤ 贈与する際には贈与契約書を作成する。また、確実性を高めるためには公証役場で確定日付を取っておく



ポイント

- ◆ 暦年贈与を選択している場合は証拠を残すこと
- ◆ 基礎控除額を超える場合には贈与税の申告をすること
- ◆ 名義借りとならないように相手に財産を移転すること
- ◆ 受贈財産からの収入はもらった人のものである

セカンド・オピニオン
受付中

お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀一番館4F
TEL:0120-985-556 URL:www.aoba-atm.com/

